

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。以下の内容について、関東信越厚生局へ届け出ております。

施設基準届出一覧

■ 基本診療科の施設基準等に係る届出

- ◆ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ◆ 医療 DX 推進体制整備加算

■ 特掲診療科の施設基準に係る届出

- ◆ 一般不妊治療管理料
- ◆ 生殖補助医療管理料 1
- ◆ 染色体検査の注 2 に規定する施設基準
- ◆ 遺伝カウンセリング加算
- ◆ 精巣内精子採取術
- ◆ 酸素の購入価格に関する届出
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）3

■ 先進医療に関する届出

- ◆ タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- ◆ 膜構造を用いた生理学的精子選択術
- ◆ ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術
- ◆ 子宮内膜刺激術
- ◆ 子宮内膜擦過術
- ◆ 二段階胚移植術
- ◆ 子宮内膜受容能検査 1
- ◆ 子宮内細菌叢検査 1
- ◆ 子宮内細菌叢検査 2
- ◆ β 2GPI ネオセルフ抗体検査
- ◆ 次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査

■ 選定療養

- ◆ 医療上必要があると認められない患者都合による精子の凍結又は融解

選定療養・保険外負担に関する事項

■ 精子凍結の選定療養（自費）について

体外受精・顕微授精に用いる事を目的として、精巣内精子採取術で得られた精子、高度乏精子症の方の精子を凍結保存する場合には健康保険が適用されますが、医療上必要があると認められない患者都合（男性パートナーの単身赴任や出張等）による精子の凍結に関しては健康保険の適用外となります。ただし、選定療養として保険診療中の方でも当院では、自己負担（税込 22,000 円）で施行することが可能です。

■ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和 6 年 10 月から後発医薬品がお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の 1/4 相当の料金）が別途かかります。



（QR コード：厚生労働省ホームページ参照）

■ 保険外負担一覧表

名 称	金額（円）	単 位
領収金額証明書（月単位）	220	1 通
領収金額証明書（年単位）	1,100	1 通
臨床調査個人票	4,400	1 通
不妊治療証明書（職場用）	2,200	1 通
母性健康指導事項連絡カード	3,300	1 通
手術・放射線点数確認書	3,300	1 通
特定不妊治療受診等証明書	4,400	1 通
病院所定診断書/病院所定証明書	4,400	1 通
生命保険入院/通院証明書（診断書）	7,700	1 通
生命保険通院証明書	4,400	1 通
照会・回答書（生保・損保会社等）	7,700	1 通
外国人用診断書/外国人用証明書	7,700	1 通
外国人用診断書（明細書含む）	8,800	1 通
風しんワクチン	7,570	1 回
麻しん風しん混合（MR）ワクチン	11,110	1 回

USB メモリ	1,100	1 個
---------	-------	-----

厚生労働省の定めた算定基準を満たしている加算等

■ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

その点を十分にご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、その旨を会計窓口にてお申し出ください。

■ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

■ 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)を行っておりますが、初診時に当院ではオンライン診療の初診時に向精神薬（睡眠薬、抗不安薬など）については指導に基づき処方はいしません。

■ 医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

当院では医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ◆ オンライン請求システムを導入しています
- ◆ オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、閲覧又は活用して診療をできる体制を整えています
- ◆ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- ◆ 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取り組みを実施してまいり

ます（今後導入予定です）

- * 医療情報取得加算（初診時）： 1 点
- * 医療情報取得加算（再診時）： 1 点（3 か月に 1 回）
- * 医療 DX 推進体制整備加算 4： 10 点

2025 年 8 月 1 日

院長 川井清考



亀田IVFクリニック幕張
Kameda IVF Clinic Makuhari